

役員報酬規程

社会福祉法人 乙羽会

社会福祉法人 乙羽会 役員報酬規定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 乙羽会定款第2条に規定する事業等遂行する為の役員、評議員及び社会福祉法人 乙羽会の設置する委員会の委員等（以下「役員等」という。）に対する報酬および費用弁償の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 役員の報酬は、月額、日額および時間額とし、別表に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は役員等に選任された当月分から支給する。

- 2 役員等が任期満了、辞職、失職等によりその職を離れたときは、その当月分まで支給する。
- 3 日額により報酬の額が定められている役員等の報酬の支給日は、当該役員等がその職務に従事したときに支給する。ただし、必要に応じ、まとめて支給することができる。
- 4 時間額による報酬は、毎月1日からその月の末日までの時間を締め切り計算し、原則として翌月5日に支払う。但し、支払日が休日又は土曜日の場合は、その前日に支払うものとする。

(費用弁償)

第4条 役員等が、業務のための出張したときは、その旅行について出張償として旅費を支給する。ただし、役員が社会福祉法人乙羽会事務所へ出向する場合の費用弁償は、日額のみとする。

- 2 前項に規定により支給する旅費の額は、社会福祉法人 乙羽会旅費規程によるものとする。

(準用規定)

第5条 この規程に定めるもののほか、役員等の報酬及び費用弁償の支給その他の支給の方法等については、社会福祉法人 乙羽会常勤職員の例による。

附 則

この規程は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成21年5月23日に一部改正し、平成21年5月23日より適用する。

附 則

この規定は平成22年3月28日に一部改正し、平成22年4月1日より適用する。

附 則

この規程は平成23年11月18日一部改正し、平成23年11月18日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年6月22日再承認し、平成30年6月22日から適用する。

別表（第2条関係）

職 名 等		報酬の区分	報酬の額
社会福祉法人乙羽会	理事長	常勤で専従の場合	時間額 5,000円
		法人運営施設職員兼務の場合	月額 200,000円
		非常勤の場合	日額 10,000円
		理事	日額 10,000円
		評議員	日額 7,000円
		監事	日額 10,000円
		顧問	日額 10,000円
		相談役	日額 10,000円
委 員 等		日額	3,000円

- ※ 1.理事または評議員が法人運営施設職員を兼務する場合は報酬を支給しない。
 2.複数の役員等を兼務する日額報酬の役員等であって、会議等が同日に開催される場合は、いずれか一つの会議について報酬を支給する。但し、旅費については支給しない。